

●補助金の手続きについて(開設準備)

補助金交付要綱の規定に基づき、以下の通り進めていただきます。

◆補助対象

事業所開設前6カ月間

〈例〉開設日が3月1日の場合

前年9月1日から当該年2月末日まで(開設日の前日)

※上記期間中に見積りを徴取、契約を締結して購入し、検品を終え、納品を受けた備品(ベッド、浴槽、車両等)購入費、人件費 等が補助金の対象となります。

◆補助金申請事務の流れ

1. 開設日の1カ月前までに補助金交付申請書を提出

債権者登録をしていない場合は、債権者登録申出書も併せて提出してください。債権者登録申出書は松戸市ホームページよりダウンロード可能。(市ホームページからオンラインサービス→申請書ダウンロード→債権者登録申出書)

2. 松戸市からの補助金交付決定通知受理

3. 備品納入完了から開設までの間に、納入等について現地確認

当日までに備品の一覧(任意様式で、通し番号・品名・型番・数量・金額・設置後の写真等を記載したもの)の用意をお願いします。

4. 補助金実績報告(支払領収書等添付)

5. 市から補助金確定通知

6. 請求書提出後、補助金振込

★注意事項

- 物品等の購入については、松戸市の規定に準じて執行すること。規定に反している場合は、補助対象となりません。

※別紙「物品購入等の契約方法について」を必ずご覧ください。

〈例〉80万円以上の物品を入札しないで契約・購入した場合

- 支払証拠書類については、原則領収書の発行を依頼してください。
- 当補助金は事業完了後(実績報告後)の支払いとなります。概算払いはできません。
- 補助事業により取得した財産については、原則、別に定められた期間中、交付目的に反して使用することや処分(譲渡、交換、貸し付け、取壊し等)すること、担保に供することができません。期間中の財産処分に当たっては市長の承認が必要であるほか、補助金の返還が生じることがあります。
- 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに報告すること。